

#### 4. 医療費が高額になったとき

##### 高額療養費

1ヵ月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。

##### ● 1ヵ月の自己負担限度額

| 区 分          |     | 外 来                        | 外来+入院   |
|--------------|-----|----------------------------|---------|
| 現役並み所得者      | 現役Ⅲ | 252,600円+(医療費-842,200円)×1% |         |
|              | 現役Ⅱ | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% |         |
|              | 現役Ⅰ | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%  |         |
| 一般           |     | 18,000円                    | 57,600円 |
| 住民税<br>非課税世帯 | 区分Ⅱ | 8,000円                     | 24,600円 |
|              | 区分Ⅰ |                            | 15,000円 |

##### 窓口での医療費の支払いが高額な場合

区分Ⅰ・区分Ⅱ・現役Ⅰ・現役Ⅱに該当する方は、事前に今金町役場保健福祉課窓口（としべつ内）で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を申請し、保険証と併せて医療機関の窓口に出すと自己負担限度額が適用されます。

なお、一般・現役Ⅲに該当する方は保険証を医療機関の窓口に出すだけで自動的に自己負担限度額が適用されるため、申請は不要です。

保健福祉課 保険・医療グループ  
瀬棚郡今金町字今金17番地の2  
総合福祉施設 としべつ内  
電話：0137-82-2780